

「東京かみふらの会」会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は会員相互の親睦を図り、あわせて郷土の発展に寄与することを目的とする。
- 第2条 本会は「東京かみふらの会」と称し、東京都及びその近県に居住する上富良野町に縁のある者をもって組織する。
- 第3条 本会は、事務所を会長の定める所に置く。
- 第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 懇親会の開催
 - (2) 会員名簿の発行
 - (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

- 第5条 東京都及びその近郊に居住する上富良野町に縁のある者で、本会の趣旨に賛同した入会者をもって、会員とする。
- 会員は、次条に定める会費を納入しなければならない。
- 第6条 会費は年会費及び臨時会費とする。
- 年会費は、500円とし3年分まとめて納入しなければならない。
- 臨時会費は、第4条(1)の事業に参加した会員から徴収するものとして、その額は、その都度定める。

第3章 役 員

- 第7条 本会に、次の役員を置く。
- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 理事 若干名
 - (4) 監事 1名
- 第8条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
- 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 理事は、理事会において、所定の付議事項の審議と議決に参加すると共に、会務の処理、運営、執行に関し会長を補佐する。
- 監事は、事業の執行及び会計を監査する。
- 第9条 理事及び監事は、理事会において、会員の中から選任する。
- 会長は、理事の互選とする。
- 副会長は、会長が理事の中から選任する。

第10条 役員の任期は、3年とする。但し再任を妨げない。
補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
役員は、任期終了後も、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

第4章 理事会

第11条 理事会は、会長が招集し、会議の議長となる。
第12条 理事会の議事は、出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
第13条 本会の会則の改正、収支予算及び収支決算は、理事会の承認を得なければならない。

第5章 会計

第14条 本会の経費は、会費、寄付金その他をもって充てる。
第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 事務局

第16条 本会に事務をつかさどる事務局を設け、事務局長1名を置く。
事務局長は、会長が理事の中から指名する。

第7章 雑則

第17条 この会則の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附則 本会則は、平成20年12月19日から施行する。